「漢委奴國王」金印字義

日本における書道関係資料として最も 古いのは紀元前1世紀の田和山石硯であ る。その次に古く位置づけられるのが、ここ で取り上げる福岡市志賀島出土の金印で ある。最近北九州で弥生時代の石硯と思 われるが次々と発見されているが、いずれも 1-3世紀のもので、金印をさかのぼるかは 不明である。



Wikipediaの金印の印文と解釈には 次のように記されている。

「文化庁編『新増補改訂版 国宝事典』(便利堂、1976年)「考古 金印」の項では「その訓みについてはなお定説をみない」としている。

『日本大百科全書』(小学館、1984年)「金印」の項では「1892年(明治25)三宅 米吉により「漢(かん)の委(わ)(倭)の奴(な)の国王」と読まれ、奴を古代の儺県(なのあがた)、いまの那珂郡に比定されて以来この説が有力である」としている。

京大日本史辞典編纂会編『新編日本史辞典』(東京創元社、1990年)では「現状では金印について問題点が多く存在する。発見者については秀治なるもの、出土地については金印公園の地がよりふさわしいとさ

れる。また委奴国の読み方にも諸説ある。 (1) 伊都国説、(2) ワのナ国説が代表的なものであろう」としている」という。

江戸時代に福岡の志賀島で農民によって発見されたこの金印は黒田家に寄進され、現在は国宝として福岡市立博物館に保管展示されている。それは『後漢書』「卷八五 列傳卷七五 東夷傳」の「建武中元二年 倭奴國奉貢朝賀 使人自稱大夫 倭國之極南界也 光武賜以印綬」の記述にある印そのものであると考えられている。

勿論偽物説も何度も唱えられたが、江戸時代に中国の金印の実像は全く知られておらず、中華人民共和国体制の下で金印が考古学調査によっていくつか発見され、その印制や成分が一致しており、偽物説の成り立つ根拠はない(高倉洋彰、2007、「漢の

印制からみた「漢 委奴國王」蛇鈕金 印」、『国華』112 巻 12 号。)

現在の定説は明 治 25 年の三宅米 吉博士による「かん ノわノなこく」という 釈で、教科書にも 載せられている。明



治 25 年といえば日清戦争以前で、この説が 130 年近くも生き続けているというのは、 驚異的でもある。こんな古い論文をまともに 読んでいる研究者がいるかどうか、はなはだ 疑問だが、学者は皆その説に従っている。

では元論文を読んで見よう(史学雑誌 第三十七号874-881頁)。三宅が論文 を書いた時点では多くの研究者が委奴国を 仆と読み、魏志倭人伝の伊都国、現在の 糸島市近辺の怡土郡に比定していた(藤井 貞幹、伴友信、久米邦武等)。

しかし三宅は「委奴国は倭ノ奴国と読むべきで、伊都国(筑前怡土郡)が戸数千余に対し、奴国(筑前儺県)は戸数三万余で、邪馬壹(大和)戸数七万余に匹敵する大国である」とした(三宅は邪馬台国機内論者!)。

問題は三宅が「漢委奴国」王をかんノわ ノなノ国王と読むべし」として、頭から決め つけていることである。かんノわぬノこくおう とも呼べるが、それは考慮しない。

しかし旧唐書には「倭国は古の倭奴国なり」とあり、これを倭=奴とは到底等式は成

立しない。(全体)と(その一部)は=ではないのは自明のことである。

「倭奴=わぬ」とは何か?これは「ワの奴ら」といった意味で、ワとい蛮族を侮って読んだもので、字義はおとなしい奴ら、小さな奴らといったことである。

漢時代に最も煩わしい外夷は匈奴で、字義はうるさい奴らといった意味である。北方の民族シュンは煩いが、東方のワは大人しくていいやつだというのである。このワはいい国という説は論語の中で「子曰わく、道行われず、筏に乗りて海に浮かばん。・・・子九夷に居らんと欲す。或る人曰く、陋なり、之を如何せん。子曰く、君子之に居らば、何の陋かあらん。」と書いてある。孔子がいくら説いてもダメで、もう東夷の国に船に乗って行ってしまいたいと匙を投げたという。この逸話

は後漢書倭人伝の最初にも以下のように記されている。

「然東夷天性柔順、異於三方之外、故 孔子悼道不行、設浮於海、欲居九夷、有 以也夫。樂浪海中有倭人 分爲百餘國 以歲時來獻見云」

中国では古くは倭奴と言い、やがて朝貢するようになると蔑称である奴が外れていったのである。旧唐書の倭国の項には「新羅の東南大海中にあり、山島に居氏、東西五月行、南北三月行、世々中国に通ず」とある。これに続いて「日本」の項があらわれ、「倭国の別種なり、…日本旧小国、倭国の地を合わせたるなり。その国、西境、南境は大海に接し、東境、北境は大きな山で区切られ、山外は毛人の国である」とされ、倭は九州、日本は大和を指している。このころは

倭と日本の名前が交代する時代で、大和 政権の版図の西境は関門海峡で、到底大 会とは言えない。しかし倭を併合した日本の 西境は南支那海である。続いて編集された 「新唐書」には倭国の項は無くなり、日本国 に統一さている。

一方、「隋書」には「倭国は百済新羅の 東南、三千里の大海中にあり、…阿蘇山有 りてゆえなく火を起こして天に接する」とあっ て、これも倭を九州を指している。

これらの史書を読むと倭国は九州一帯を指し、古くは倭奴と読んでいたことがわかる。倭奴(ワヌー)というのは匈奴(シュンヌー)の対句で、漢王朝を最も悩ました(うるさい奴ら)に対し、(おとなしい奴ら)といった意味が付け加えられている。

ということで、金印の字句は「漢ノ倭奴ノ 国王」という意味になり、倭域の統一王に与 えたと解することができるのである。決して 奴国王ではない。

漢の印制では天子は玉印、諸王と宰相は金印、九卿は銀印、蛮族は銅印とされている。印の鈕は諸侯は駱駝、列候は亀、将軍は虎、蛮族は蟲である。蛇鈕は例がなく、志賀島金印を疑問視する根拠にもなったが、一九五六年に雲南石寨山遺跡で後



漢時代の「滇王之印」が出土、蛇鈕であったことから疑義が解けたのである。

このように金印の字義は教科書のものとは全く別で、九州にあった倭域の統一王に与えたものと理解できる。蛮族に金印は相応しくないが、それが滇王の場合と同じく、特別強大で評価が高い場合は特例として金印を与えたのである。

日本書紀や古事記には洪武帝から金印を賜ったことは全く記されていない、これは 大和朝廷の外の話であるから当然である。 更に二百年後の卑弥呼が魏王朝から賜った金印のことも、別王朝のことで記載され ていないのである。

以上の論旨は古田武彦氏の一連の「九 州王朝論」と符合するもので、専門家と称 する学者連からは一顧だにされないのが実情である。

このような考古学会の実情からすれば、 出雲王朝論も素人の夢物語とされてしまう のである。